

# 記入例

施設管理者 受付欄  
月日 / 印

様式第2号 (第8条関係)

## 禁止行為の解除承認申請書

※個別使用者が作成、必ずエムウェーブの確認を受けてから 年 月 日

長野市消防長 宛

※2部作成 鶴賀消防署へ提出のこと

住所  
氏名 記入願います  
連絡先 (電話)

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市火災予防条例第23条第1項ただし書の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので申請します。

防火対象物	所在地	長野市北長池195番地		
	名称	エムウェーブ	用途	多目的アリーナ
	関係者住所	長野市北長池195番地		
	氏名	株式会社エムウェーブ		
指定場所	指定番号		指定月日	
	階	1階	階の用途	
	名称	アリーナ	場所の用途	
	構造		内部の仕上げ	
解除を受けようとする行為	種類	危険物の持ち込み・使用		
	期間	年 月 日( ) ~ 月 日( )		
	理由	.....食品調理。など具体的に記入		
	内容	.....ガスボンベ 5k持ち込み使用。など具体的に記入		
行為者	住所	.....		
	氏名			
火災予防上講じた処置	防火用消火器配置			担当者名記入
その他				
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考

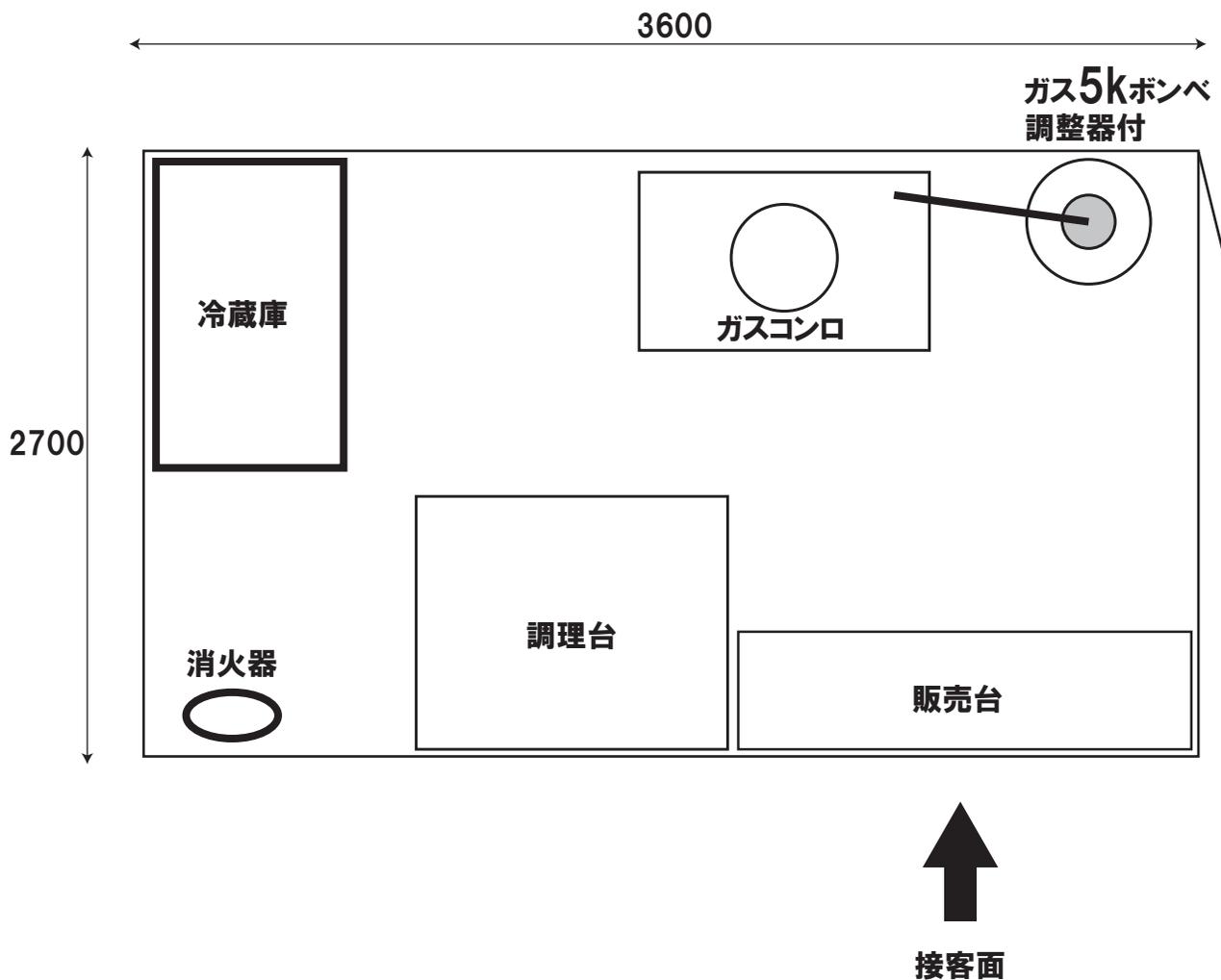
- 1 指定場所の詳細図及び当該指定場所付近の概要図を添付すること。
- 2 行為者が2人以上の場合は、その住所、氏名及び職業を記載した書類を添付すること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。

# ■火気使用ブース 申請用

## 「禁止行為の解除」 申請指定場所(ブース)の概要見取り図

### 記入例

※2部作成2部提出のこと(コピー可)



※ボンベの持ち込み使用は5kボンベ1本のみ

※消火器設置場所を明記

※他図面として会場全体レイアウトでのブース位置図必要

※ブース(物販車両)のサイズおよび接客面

※ガスボンベ・コンロなど火気器具の位置および仕様

※消火器など防火器具の配置場所

例

LP ガス質量販売（屋台、小型容器）にかかる書面

表

〔販売形態：□屋台等外移動消費 □カップリング付容器（10kg以下） □小型容器（8kg以下）〕

ご氏名 \_\_\_\_\_ 様

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

毎度お買い上げをいただき誠にありがとうございます。  
この書面は液化石油ガス法に定められた書面ですので  
よく読んでご使用下さい。

販売店名・保安機関名 \_\_\_\_\_

緊急時は上記へご連絡下さい。

1. 調査の結果			
機器名	調査内容	判定	改善方法
容器	腐食・割れ・その他	良 否	容器の交換
調整器	外観検査	良 否	調整器の取替
	閉そく圧力	kPa 良 否	
	調整圧力	kPa 良 否	
燃焼器	ガスもれ、燃焼不適合、その他	良 否	修理又は取替
ゴム管	劣化、ひび割れ、規格外	良 否	取 替
ホースレンド	劣化、ひび割れ、規格外	良 否	取 替
2. 消費設備の内容と所有関係			
容 器	メーカー名	記号番号	充填量
			kg
調 整 器	メーカー名	型 式	容 量
			kg/日
燃 焼 器	メーカー名	型 式	消費量
			kw
お客様所有のもの 容器・調整器・燃焼器（該当を○で囲って下さい）			

	品名	数量	単価	金額
納 品 書	充填量	kg		
	残ガス量	kg		
	お引渡し量	kg	円	円
			円	円
			円	円
			円	円
	計			円

書面についての内容を確認の上、受領しました。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_



※ 正しい使い方でご使用いただく為、必ず裏面をお読み下さい。

LP ガスを安心・快適にお使いいただくために

裏

お買い上げに際して（法律第14条に基づく書面）

1. ガスは秤量により重量(kg)で販売します。ガスの種類はイ号です。ガス料金は引渡した量の金額をご請求いたします。
2. 容器から燃焼器(消費設備)までは、お引渡しの都度、並びに4年に1回以上表面記載の販売店または保安機関が調査を行います。容器は必ず調整器及び燃焼器と一緒にご持参下さい。
3. お引渡しの際に行なう調査、並びに調査の結果は、表面【1. 調査の結果】の通りです。不備な箇所はすみやかに修理していただきます。また、当社(印)は「LPガス法」に基づき、LPガスの供給を停止する権利を有します。
4. 消費設備の変更(または当社名)において変更する前、新設備の更・改修及び容器の廃棄、再検査等に要する費用はお客様にご負担して頂きます。
5. 設備の管理責任はお客様にあり、お客様が責任を持って管理して下さい。

守って頂くこと（法律第27条第3号に基づく周知の書面）

1. ガス器具は必ずLPガス用の器具をご使用下さい。
2. 日常の安全管理はお客様の手で次のように管理して下さい。
  - (イ) 容器は転倒・転落しないようにして使用する。
  - (ロ) 使用中はそばを離れない。
  - (ハ) 常に青い安定した火で使用する。
  - (ニ) 使用後は器具栓、容器バルブを完全に閉める。
  - (ホ) ゴム管は早めに取り替える。
  - (ヘ) 容器を保管する場合は、直射日光・火気をさげ風通しの良い屋外に保管する。
  - (ヘ) 点火の場合は火がついたことを必ず目で確かめる。
  - (ロ) 室内で燃焼器を使用する際は換気に十分注意する。
  - (ハ) 他の火気及び燃えやすい物の付近で使用しない。
  - (ニ) 消費設備の取り付け、取外しは勝手に行わない。
  - (ホ) 消費設備は時々、又は使用前に石鹸水等でガスもれを点検する。
3. 消費設備の変更の工事を必要とする時は、必ず当社(店)にご依頼下さい。
4. ガスもれ等、消費設備に重大な欠陥を発見された時、危険と思われる時は次のことを守って下さい。
  - (イ) 器具栓、容器バルブを閉めて風通しの良い場所に移す。
  - (ロ) 付近の火気を消す。
  - (ハ) 室内の場合は窓・ドアを開放する。
  - (ニ) 電気設備・電気機器等には手を触れない。
  - (ホ) 火災の時は容器バルブを閉めて安全な場所へ移し、消防署に連絡する。
  - (ヘ) 地震の時は器具栓・容器バルブを閉める。
  - (ト) 風水害の時は容器の転倒・流出を防止する。
  - (チ) 当社(店)に必ず連絡する。

※この用紙がなくとも申請はできます。  
ただし、当日現地査察時に提示のこと。